

■ケアマネ範囲外の業務、地域での役割分担検討へ 厚労省が論点

- ・ケアマネジャー（以下、ケアマネ）の業務改善策などを議論する厚生労働省の検討会が6月24日開かれ、同省は、これまでの議論を踏まえた論点を示した。ケアマネの負担を軽減するため、本来は範囲外と考えられるケアマネの業務を明確にした上で、そうした業務には介護保険以外のサービスで対応するなど地域の中での役割分担を検討する。
- ・この日に会合を開いたのは「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」で、厚労省は▽ケアマネの業務の在り方▽人材の確保・定着▽法定研修の在り方▽ICT など新たなテクノロジーの活用などによるケアマネジメントの質向上の促進策－の4つのテーマごとに論点を示した。
- ・それらのうちケアマネの業務を巡っては、2023年度の老人保健健康増進等事業の調査で、居宅介護支援事業所318カ所の67.5%が入院・通院時の付き添いや送迎など、本来はケアマネジメントの範囲外と考えられる業務に直近1年間に対応していたことが分かっている。
- ・厚労省は同検討会で、高齢者が抱える課題が多様化・複雑化する中、ケアマネを含む地域全体で要介護者を支えることが重要だとして、ケアマネが担うべき役割や業務としてどのようなものが考えられるか、論点に挙げた。
- ・検討会では、ケアマネの業務範囲外と考えられる業務に誰がどのように対応し、費用をどう負担・分担するのが適切か、地域での役割分担を議論する。
- ・また、人材確保・定着策では、ケアマネの離職防止策や離職・退職した「潜在ケアマネ」の職場復帰支援策のほか、ケアマネの実務研修受講試験を受験できる対象資格や現在は通算で5年以上とされている資格ごとの実務経験の要件拡大などを論点に挙げた。
- ・一方、実務研修受講試験に合格した後に受講する実務研修（87時間）や更新時の「介護支援専門員更新研修」（88時間、2回目以降は32時間）などの法定研修では、受講料や時間数の負担が大きいと感じるケアマネの割合が高いことが分かっている。
- ・法定研修の受講に伴う経済的な負担を軽くするため、厚労省は都道府県による補助金の活用を促す方針。検討会には、ケアマネが働きながら自分のペースで受講できるよう、一定期間内に研修科目を分割して受講できるなど柔軟な仕組みの導入を論点に挙げた。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

第3回ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 資料
(令和6年6月24日(月))

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40936.html